

## 1、PL 保険制度

ご加入タイプ（次の4タイプからお選びください。）

加タイプ	S 型	A 型	B 型	C 型
てん補限度額 (保険中、対人・対物共済)	5,000万円	1億円	2億円	3億円
自己負担額 (1請求あたり)	3万円			

※「食中毒・特定感染症利益担保特約」のご案内：飲食店、食品製造業、食品販売業の各事業者の皆様は、食中毒・特定感染症の発生により営業が休止又は阻害された場合の喪失利益等を補償する「食中毒・特定感染症利益担保特約」をご契約することができます。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

### (1) 保険金をお支払する場合

・本制度に加入した中小企業の皆様が日本国内において製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故（以下「PL事故」といいます。）が遡及日（本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日）以降に発生し、皆さまが加入期間中に損害賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用などの損害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

※本制度は、PL事故において、PL法に限らず民法上の賠償責任など、法律上の賠償責任を幅広く補償します。

### (2) お支払いする保険金・保険金お支払い方法

- ①法律上、被害者に支払うべき損害賠償金
- ②万一訴訟になった場合の弁護士費用などの争訟費用
- ③被害者に対する応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用
- ④引受保険会社の求めに応じて、その協力のために加入者が支出した費用
- ⑤他人に対する求償権の保全または行使のために要した費用
- ⑥損害の防止・軽減に必要なまたは有益な費用

#### <保険金のお支払方法>

- ・①③⑤⑥は、①③⑤⑥の損害額の合計から免責金額を控除しててん補限度額を限度にお支払いします。
- ・②④は、実額をお支払いします。ただし、②について損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償請求金に対する割合によってお支払いします。

※保険金のお支払にあたっては、示談金額、その他費用につき保険会社の承認が必要となりますので、事前に保険会社にご相談下さい。

### (3) 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- ・契約者・被保険者の故意
  - ・戦争、変乱、労働争議、暴動や地震、噴火、洪水、津波など天災
  - ・他人との特別の約定により加重された責任
  - ・従業員の業務従事中の傷害、疾病およびこれらによる後遺障害・死亡に起因する賠償責任
  - ・排水、排気（煙を含みます）に起因する賠償責任
  - ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
  - ・製造、販売した製品自体を修理・取替える費用や行った仕事の目的物自体を補修する費用（他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生した場合を含みます。）
  - ・製品のリコール費用（リコール費用担保特約で対応いたします）
  - ・日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求
  - ・遡及日（被保険者ごとに本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日）以前に発生したPL事故
  - ・製品の効能が発揮できなかったことに起因する損害賠償責任（医薬品等（注）、健康食品、農薬）など
  - ・他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生せずに、経済損害のみが発生した事故
  - ・他人の生命や身体を害するような人身事故が発生しない精神的被害など
- 等
- （注）医薬品等については、この他にも特有の免責がございます。詳細は募集代理店または引受保険会社にご照会ください。

### (4) 保険料

貴社の「業種」「前年度売上高または領収金」、お選びいただいた「加入タイプ」により算出されます。具体的には、⑥ページの「保険料計算シート」をご覧ください。

（注）前年度売上高（または領収金）とは、加入申込時に把握可能な直近の会計年度1年間の売上高（または領収金）をいいます。

## 2、リコール費用担保特約（任意付帯）

ご加入タイプ

PL 保険制度のご加入タイプにかかわらず、本特約のご契約タイプは次の一通りとなります。

**保険期間中の支払限度額：3000万円（縮小てん補割合 90%） 自己負担額：なし**

### (1) 保険金をお支払する場合

・本特約に加入した中小企業者の皆様が生産・販売した製品の欠陥が原因で、下記(a)～(d)の事故が実際に発生した場合に、皆様が被害拡大の防止を目的として当該製品の回収、検査、修理等の措置（リコール）を実施することによって支出する費用損害に対して、支払い限度額の範囲内で保険金をお支払いします。皆様の製品の供給先の事業者がリコールを実施し、当該費用を求償された場合も補償の対象となります。

(a)死亡・後遺障害 (b)治療に要する期間が30日以上となる障害・疾病 (c)一酸化炭素中毒 (d)火災による財物の焼損

ただし、保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (a)リコール実施決定の通知を、保険期間中にすみやかに保険会社にご連絡をいただくこと
- (b)リコールの対象となる製品が日本国内に存在すること
- (c)法令の規定に基づき事故の発生を行政庁に報告していること、または行政庁によりリコールを命じられていること

・リコール費用担保特約は、製品を製造・販売した日にかかわらず、遡及日（本特約に最初に加入した日。一度本特約を削除した場合は、再度付帯をした日）以降に加入者の占有から離れたもののみが保険金の支払いの対象となります。

### (2) お支払いする保険金・保険金お支払い方法

保険金お支払いの対象となる費用は次のとおりです。ただし、製品のリコールを実施するうえで必要かつ有益な費用で、保険会社が通知を受けた日から1年以内に発生した費用にかぎります。

- (a)新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- (b)電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費および封筒代を含みます）
- (c)回収生産物かどうかまたはかしの有無について確認するための費用
- (d)回収生産物または代替品の輸送費用
- (e)回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- (f)回収などの実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分や出張費および宿泊費など（回収生産物の修理または代替品の製造・仕入に係るものは除きます。）
- (g)回収などの実施により生じる出張費および宿泊費など（回収生産物の修理または代替品の製造もしくは仕入に係るものを除きます。）
- (h)回収生産物の廃棄費用

製品の修理費用、代替品の製造・仕入費用、お客様への返金費用は対象となりませんのでご注意ください。

#### <保険金のお支払方法>

お支払する保険金の額は、次の算式によります。

$$\text{お支払する保険金の額} = (\text{損害の額} - \text{自己負担額}) \times \text{縮小てん補割合 (90\%)}$$